

平成24年9月11日 開会

平成24年9月 日 閉会

平成24年第3回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

認定第1号	平成23年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	平成23年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	平成23年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	平成23年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号	平成23年度江差町営林費特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号	平成23年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号	平成23年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第8号	平成23年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第9号	平成23年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号	平成23年度江差町水道事業会計決算の認定について

認定第1号から第10号まで別冊

報告第1号	平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率について……………	P 1
報告第2号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について……………	P 17
議案第1号	平成24年度江差町一般会計補正予算(第5号)について……………	P 19
議案第2号	平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について……………	P 33
議案第3号	平成24年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について……………	P 45
議案第4号	江差町防災会議条例の一部を改正する条例について……………	P 57
議案第5号	江差町災害対策本部条例の一部を改正する条例について……………	P 59
議案第6号	江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の制定について……………	P 61
議案第7号	江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について……………	P 65
議案第8号	町道路線の認定について……………	P 67
同意第1号	教育委員会委員の任命について……………	別 添
同意第2号	教育委員会委員の任命について……………	別 添

報告第1号

平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成23年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告する。

平成24年9月11日提出

江差町長 濱谷 一治

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	20.0 (25.0)	116.4 (350.0)

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
公設地方卸売市場事業特別会計	—	
港湾整備事業特別会計	—	

江 監 査

平成 24 年 8 月 30 日

江差町長 濱谷 一治 様

江差町代表監査 川端 成吾



平成 23 年度江差町各会計決算審査及び財政健全化等審査意見書の
提出について

このことについて、地方自治法第 233 条第 2 項及び同法 241 条第 5 項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。



江 監 査
平成24年8月30日

江差町長 濱 谷 一 治 様

江差町監査委員 川 端 成 吾



江差町監査委員 小笠原



平成23年度財政健全化・経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 23 年 度

江差町財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

江 差 町 監 査 委 員



平成23年度財政健全化審査意見書

1 審査の期間

平成24年8月20日から8月24日までの5日間

2 審査の方法

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断基準比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成23年度(%)	早期健全化基準(%)	備考
実質赤字比率	—	15.0	
連結実質赤字比率	—	20.0	
実質公債費比率	20.0	25.0	
将来負担比率	116.4	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」表示は、赤字がないことを表している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成23年度は、実質収支が黒字となっているので、実質赤字比率は生じず、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成23年度は、実質収支が黒字となっているので、連結実質赤字比率は生じず、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率は、20.0%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを5.0ポイント下回っている。前年度と比較すると4.3ポイントさらに改善されている。財政の早期健全化団体から脱却となっているが、更なる行財政改革の推進に努め、財政の健全化に努められたい。

④ 将来負担比率について

平成23年度は、116.4%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。前年度と比較すると46.3ポイント改善されており、今後も引き続き効率的な財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

4 算定方法の概要

① 実質赤字比率

《一般会計等（普通会計相当）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

② 連結実質赤字比率

《全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

③ 実質公債費比率

《一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率》

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \times 100$$

(3ヵ年平均)

④ 将来負担比率

《一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率》

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \times 100$$

総括表① 健全化判断比率の状況 (平成23年度決算)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
013617	北海道	江差町	-	-	20.0	116.4
団体区分	5.町村					

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
3,603,982	209,995					

(単位:%)

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (平成23年度決算)

Ver.23.00

団体名

北海道江差町

会計名		実質収支額	(分母比)
一般会計等	一般会計	240,994	6.7
	営林事業会計	0	
	奨学金会計	0	
	小計	240,994	6.7
	標準財政規模	3,603,982	100.0
	実質赤字比率 (%)	-6.68	※

会計名		実質収支額	(分母比)
公営企業に係る特別会計以外の会計のうち	国民健康保険事業会計	10,927	0.3
	後期高齢者医療事業会計	149	0.0
	介護保険事業会計	26,954	0.7
	介護サービス事業会計	0	

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法適用企業	水道事業会計	174,621	4.8
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	584	0.0
	公設地方卸売市場事業特別会計	245	0.0
	港湾整備事業特別会計	305	0.0
	合計	463,079	12.6
	標準財政規模(再掲)	3,603,982	100.0
	連結実質赤字比率 (%)	-12.67	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成23年度決算)

Ver.23.00

団体名 江整町

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3④A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の子	特定財源の額(3④A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成21年度	1,173,638			196,643	213,620	41,460	238	69,052	90,876	133,138	529,772	34,138
平成22年度	1,025,341			188,617	155,215	32,842		69,991	87,364	90,536	508,380	34,140
平成23年度	933,898			189,570	228	32,054		72,826	78,613	5,282	477,520	34,144

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)	実質公債費比率(単年度)
平成21年度	14,281	40	1,111,209	2,458,460	235,508		25.10767
平成22年度	14,272	40	1,030,824	2,533,449	295,771		19.11464
平成23年度	14,272	40	1,051,695	2,342,292	209,095		15.79948

実質公債費比率(3カ年平均)
20.0

(参考)

	⑳の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国土交通省が実施する国土利用政策推進事業に係るもの(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成21年度			22,749		16,662			717	2,342
平成22年度			22,749		7,248			712	2,233
平成23年度			22,749		7,131				2,174

総括表④ 将来負担比率の状況 (平成23年度決算)

Ver.23.00

団体名

北海道江差町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額				連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
6,818,678	248,725	3,389,976	28,610	1,266,337	226,675	0	226,675	0	0	0

(分母比)

228 8 113 1 42 8 8

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
1,894,468	777,229	0	5,810,087

(分母比)

63 26 194

将来負担額 A	
11,969,001	400

充当可能財源等 B	
8,481,784	283

A - B	
3,487,217	117

将来負担比率 (%)
116.4

標準財政規模 C	
3,603,982	120

算入公債費等の額 D	
609,871	20

C - D	
2,994,111	100

平成23年度経営健全化審査意見書

1 審査の期間

平成24年8月20日から8月24日

2 審査の方法

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

区 分	平成23年度(%)	経営健全化基準(%)	備 考
法適用企業	—	20.0	
法非適用企業	—	20.0	

※ 法適用企業は水道事業、法非適用企業は下水道事業・公設地方卸売市場事業・港湾整備事業を表している。

(2) 個別意見

資金不足比率については、平成23年度は流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は生じていない。経営健全化基準をクリアーしている状態にあると認められる。

なお、経営健全化審査における資金不足比率を算定するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため、平成23年度に償還する企業債を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算すると実質流動比率は76.8%となり、厳しい状況が想定される。

(3) 是正改善を要する事項

企業経営の中で、資産を増やし負債を減らすべく努力を傾注するとともに、早期に中長期財政計画を策定し経営の健全化に努めること。

4 算定方法の概要

《公営企業を対象とした事業の規模に対する資金の不足額の比率》

① 資金不足比率（法適用企業）

$$\frac{\text{（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした
地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額－受託工事収益の額}} \times 100$$

② 資金不足比率（法非適用企業）

$$\frac{\text{（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に
充てるために起こした地方債現在高）－ 解消可能資金不足額}}{\text{営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額}} \times 100$$

報告第2号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月11日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成24年8月27日

江差町長 濱 谷 一 治

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 江差町

代表者 江差町長 濱 谷 一 治

(乙) 江差町字中歌町198番地の1

ヤマト運輸株式会社江差追分支店 支店長 大 坂 陸 王

2 事故の概要

(1) 平成24年7月31日午前11時45分頃において、甲が管理する茂尻児童公園の草刈作業中、小石が跳ね、公園に隣接する町道を走行中の乙所有トラックに接触、運転席側ガラスを全壊させたものである。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損傷について甲の負担と責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解及び損害賠償額の概要

(1) 甲及び乙は、上記に起因する車両の補修に係る費用が29,085円であると確認し、甲の加入する損害賠償保険にて補修するものとする。

(2) 甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

議案第1号

平成24年度江差町一般会計補正予算（第5号）について

平成24年度江差町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ130,112千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,845,152千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年9月11日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

平成24年度江差町一般会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成24年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	老人福祉費	特別養護老人ホーム えさし荘改築整備事 業補助	100,000			100,000			
衛生費	予防費	母子保健(不活化ポリ オワクチン接種)	1,868					1,868	
農林水産業 費	農業振興費	農地集積協力金事業	3,000		3,000				
商工費	追分振興費	江差追分会運営補助	100				100		
土木費	道路維持費	町道除雪対策	22,046					22,046	
教育費	(小学校費) 学校管理費	江差小学校屋内体育 館耐震改修工事実施 設計業務委託	3,098					3,098	
計			130,112		3,000	100,000	100	27,012	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9	地方交付税	2,302,447	1,477	2,303,924
	1 地方交付税	2,302,447	1,477	2,303,924
14	道支出金	261,616	3,000	264,616
	2 道補助金	76,646	3,000	79,646
16	寄附金	1,001	100	1,101
	1 寄附金	1,001	100	1,101
18	繰越金	35,459	25,535	60,994
	1 繰越金	35,459	25,535	60,994
20	町債	273,855	100,000	373,855
	1 町債	273,855	100,000	373,855
歳入合計		4,715,040	130,112	4,845,152

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3	民生費	1,217,792	100,000	1,317,792
	1 社会福祉費	1,018,967	100,000	1,118,967
4	衛生費	325,855	1,868	327,723
	1 保健衛生費	325,855	1,868	327,723
6	農林水産業費	130,820	3,000	133,820
	1 農業費	97,186	3,000	100,186
7	商工費	195,611	100	195,711
	1 商工費	195,611	100	195,711
8	土木費	346,097	22,046	368,143
	2 道路橋梁費	165,037	22,046	187,083
10	教育費	425,591	3,098	428,689
	2 小学校費	69,014	3,098	72,112
歳出合計		4,715,040	130,112	4,845,152

第2表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別養護老人ホームえさし荘改築整備事業補助	100,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,302,447	1,477	2,303,924
14 道支出金	261,616	3,000	264,616
16 寄附金	1,001	100	1,101
18 繰越金	35,459	25,535	60,994
20 町債	273,855	100,000	373,855
歳入合計	4,715,040	130,112	4,845,152

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3民生費	1,217,792	100,000	1,317,792			100,000	
4衛生費	325,855	1,868	327,723				1,868
6農林水産業費	130,820	3,000	133,820	3,000			
7商工費	195,611	100	195,711				100
8土木費	346,097	22,046	368,143				22,046
10教育費	425,591	3,098	428,689				3,098
歳出合計	4,715,040	130,112	4,845,152	3,000	100,000	100	27,012

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,302,447	1,477	2,303,924
1 地方交付税	2,302,447	1,477	2,303,924
1 地方交付税	2,302,447	1,477	2,303,924
14 道支出金	261,616	3,000	264,616
2 道補助金	76,646	3,000	79,646
4 農林水産業費道費補助金	26,689	3,000	29,689
16 寄附金	1,001	100	1,101
1 寄附金	1,001	100	1,101
1 寄附金	1,001	100	1,101
18 繰越金	35,459	25,535	60,994
1 繰越金	35,459	25,535	60,994
1 繰越金	35,459	25,535	60,994
20 町債	273,855	100,000	373,855
1 町債	273,855	100,000	373,855
5 民生債	0	100,000	100,000
歳入合計	4,715,040	130,112	4,845,152

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	1,477	普通交付税
1	農業費補助金	3,000	戸別所得補償経営安定推進事業補助
1	寄附金	100	指定寄附金（追分振興）
1	前年度繰越金	25,535	前年度繰越金
1	老人福祉施設整備事業債	100,000	特別養護老人ホーム改築整備事業補助

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 民生費	1,217,792	100,000	1,317,792		100,000		
1 社会福祉費	1,018,967	100,000	1,118,967		100,000		
3 老人福祉費	296,384	100,000	396,384		100,000		
4 衛生費	325,855	1,868	327,723				1,868
1 保健衛生費	325,855	1,868	327,723				1,868
2 予防費	45,277	1,868	47,145				1,868
6 農林水産業費	130,820	3,000	133,820	3,000			
1 農業費	97,186	3,000	100,186	3,000			
2 農業振興費	30,802	3,000	33,802	3,000			
7 商工費	195,611	100	195,711			100	
1 商工費	195,611	100	195,711			100	
5 追分振興費	10,461	100	10,561			100	
8 土木費	346,097	22,046	368,143				22,046
2 道路橋梁費	165,037	22,046	187,083				22,046
2 道路維持費	24,684	22,046	46,730				22,046
10 教育費	425,591	3,098	428,689				3,098
2 小学校費	69,014	3,098	72,112				3,098
1 学校管理費	60,675	3,098	63,773				3,098
歳出合計	4,715,040	130,112	4,845,152	3,000	100,000	100	27,012

単位：千円

節		金額	説明
区分			
19 負担金補助及び交付金		100,000	特別養護老人ホーム改築整備事業補助
11 需用費		728	消耗品費 3 医薬材料費 725
12 役務費		16	通信運搬費
13 委託料		1,124	不活化ポリオワクチン接種委託
19 負担金補助及び交付金		3,000	農地集積協力金
19 負担金補助及び交付金		100	江差追分会運営費補助金
7 賃金		4,670	臨時作業員
11 需用費		3,573	消耗品費 1,989 光熱水費 1,434 修繕料 150
13 委託料		13,239	防雪柵設置委託 2,324 町道除雪業務委託 10,915
14 使用料及び賃借料		564	重機借上料
13 委託料		3,098	江差小学校屋内体育館耐震改修工事実施設計業務委託

(4) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
4 その他	4,550,344	4,355,062	357,155	536,057	4,176,160	
(1) 過疎対策事業債	700,807	581,002	131,500	132,559	579,943	
合計	補正前の額	7,468,892	7,080,604	273,855	852,429	6,502,030
	補正額			100,000		100,000
	補正後の額	7,468,892	7,080,604	373,855	852,429	6,602,030

議案第2号

平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について

平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ356千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,087,029千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月11日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

平成24年度江差町国民健康保険費特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成24年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金	平成23年度特定健康 診査・保健指導負担金 等返還	356					356	
計			356					356	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

	款	項	補正前の額	補正額	計
11	繰越金		1	356	357
		1 繰越金	1	356	357
歳入合計			1,086,673	356	1,087,029

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11	諸支出金	551	356	907
	1 償還金及び還付加算金	551	356	907
歳出合計		1,086,673	356	1,087,029

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
11 繰越金	1	356	357
歳入合計	1,086,673	356	1,087,029

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
11諸支出金	551	356	907					356
歳出合計	1,086,673	356	1,087,029	0	0	0		356

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
11 繰越金	1	356	357
1 繰越金	1	356	357
1 繰越金	1	356	357
歳入合計	1,086,673	356	1,087,029

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	356	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
11 諸支出金	551	356	907				356
1 償還金及び還付加算金	551	356	907				356
3 償還金	1	356	357				356
歳出合計	1,086,673	356	1,087,029	0	0	0	356

単位：千円

節		説明
区分	金額	
23 償還金、利子及び割引料	356	平成23年度特定健康診査・保健指導負担金等返還

議案第3号

平成24年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

平成24年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ926,665千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ915,016千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

平成24年9月11日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

平成24年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成24年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金	平成23年度介護給付費負担金等返還	6,660					6,660	
計			6,660					6,660	

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9線	越金	671	6,660	7,331
	1線 越金	671	6,660	7,331
歳入合計		908,356	6,660	915,016

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸	支出金	3,412	6,660	10,072
	1 還付金及び割引料	1,071	6,660	7,731
歳出合計		908,356	6,660	915,016

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 繰越金	671	6,660	7,331
歳入合計	908,356	6,660	915,016

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6諸支出金	3,412	6,660	10,072				6,660
歳出合計	908,356	6,660	915,016	0	0	0	6,660

(2) 歳入 (保険事業勘定)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
9 繰越金	671	6,660	7,331
1 繰越金	671	6,660	7,331
1 繰越金	671	6,660	7,331
歳入合計	908,356	6,660	915,016

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	6,660	前年度繰越金

(3) 歳出（保険事業勘定）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 諸支出金	3,412	6,660	10,072				6,660
1 還付金及び割引料	1,071	6,660	7,731				6,660
2 償還金	671	6,660	7,331				6,660
歳出合計	908,356	6,660	915,016	0	0	0	6,660

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
23 償還金利息及び割引料	6,660	平成23年度介護給付費国庫負担金等返還

議案第4号

江差町防災会議条例の一部を改正する条例について

江差町防災会議条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成24年9月11日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

災害対策基本法の一部改正により、所管事務等に関する規定について変更する必要があることによる。

江差町防災会議条例の一部を改正する条例

江差町防災会議条例（昭和38年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第2条中「の各号」を削り、同条第3号中「基く」を「基づく」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「江差町地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。」を「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 町長の諮問に応じて江差町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第3条第5項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命するもの。

第3条第7項中「第8号」の次に「並びに第9号」を加える。

第4条第2項中「及び」の次に「自主防災組織を構成する者又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

江差町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

江差町災害対策本部条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成24年9月11日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

災害対策基本法の一部改正により、参照している条項について変更する必要性が生じたことによる。

江差町災害対策本部条例の一部を改正する条例

江差町災害対策本部条例（昭和38年条例第7号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の制定について

江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例を、次のように定める。

平成24年9月11日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

企業の立地を促進し、産業の発展及び雇用機会の拡大を図るための助成制度を整備するため。

江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、江差町における企業の立地を促進するため、町内に事業所を新設又は増設する者に対し、助成の措置を行うことにより、本町の産業経済の発展及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所

ア 製造関連分野 製造業として物の製造又は加工を行う施設及び農業・林業、漁業で、人工的に増養殖又は研究若しくは製造活動等を行う施設

イ 観光関連分野 健全な余暇等の利用に資する宿泊施設、スポーツレクリエーション施設、レジャー施設及びこれに類する施設であつて本町の観光振興に寄与すると認められるもの

ウ 情報関連分野 ハード・ソフトウェア業、アプリケーション、配信装備、コールセンター等の情報に関する事業活動を行う施設

エ 商業関連分野 卸・小売業、運送業等の商業的な活動を行う施設

オ 環境関連分野 省エネルギー、新エネルギー、廃棄物の利活用や処理及び寒冷地技術等の環境に関する事業活動を行う施設

カ 健康、福祉、医療関連分野 高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉等の地域福祉に資する事業活動を行う施設のほか医療活動を行う施設

(2) 新設 町内に事業所を設置していない者が事業所を設置することをいう。

(3) 増設 町内に事業所を設置している者が既設の事業所のほかに事業所を設置する場合及び既設の事業所について増改築又は移築若しくは取替え等の資本的支出をし、製造能力の増加がある場合をいう。

(4) 投資額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条の規定に基づく固定資産で事業の用に供するものの取得に要した費用の額をいう。（土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合に限る。）

(助成の措置の対象)

第3条 この条例による助成の措置は、第1条に定める目的の達成に寄与し、且つ、公害を防止するための適切な措置が講ぜられているもので、次の各号のいずれにも該当するものとして町長が指定したものとする。

(1) 前条第1号に該当する事業所で、新設又は増設のための投資額が1,000万円以上のもの

(2) 前条第1号に該当する事業所で、新設又は増設に伴い増加する雇用者で規則に定める者（町内に住所を有する者で1年を超えて常時雇用される者に限る。）の数が2人以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、地方税法第348条第2項に規定する固定資産税を課することができない施設については、助成の対象から除外するものとする。

3 第1項の規定に基づき指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

（助成の措置）

第4条 町は、前条の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）のうち、当該年度分の町税完納者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ助成金を交付する。

(1) 企業立地助成金 第2条第1号ア、イ又はウに規定する事業所の立地に係る施設、設備及び直接事業の用に供する土地に対して賦課された固定資産税相当額とする。

(2) 雇用奨励助成金 第2条第1号に規定する事業所の立地に伴い新たに採用した雇用者の数に1人当たり60万円を乗じて得た額（ただし、その額が600万円を超えるときは600万円）とする。

（助成の期間）

第5条 企業立地助成金は、指定を受け新たに固定資産税が賦課されるに至った年度より3年以内とする。ただし、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成12年江差町条例第30号）の適用を受け課税免除される期間もこの期間に含めるものとする。

2 雇用奨励助成金は、1年限りとする。

（交付の時期）

第6条 第4条第1号の規定による助成金は、その年度の町税完納後、その年度内に交付する。

2 第4条第2号の規定による助成金は、操業を開始後1年以降において、町長の確認を得た後速やかに行う。

（申請手続）

第7条 第4条の規定による助成の措置を受けようとする指定事業者は、規則で定めるところにより町長に申請書を提出しなければならない。

（助成の措置の承継）

第8条 助成の措置を行う間、指定事業者に係る事業所の承継があったときは、当該承継人

に対し、助成の措置を行うものとする。ただし、その助成の措置の期間は、被承継人の残存期間とする。

2 前項の承継人は、規則に定めるところにより、町長にその旨を届け出なければならない。
(指定及び助成の措置の取り消し等)

第9条 町長は、指定事業者（前条第1項の承継人を含む。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定若しくは助成の措置を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条第1項の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 対象設備等を事業の用に供しないとき。
- (3) 町税等を滞納したとき。
- (4) 偽りその他不正な行為があったとき。

(調査報告)

第10条 町長は、指定事業者に対し必要に応じて調査を行い、報告を求めることができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、平成22年9月10日議決の江差町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

平成24年9月11日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

江差中学校校舎の改築工事について、江差町過疎地域自立促進計画の事業として取り進めるために当該計画を変更する必要があるため。

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更

江差町過疎地域自立促進市町村計画（平成22年度～平成27年度）を次のとおり変更する。

7 教育の振興

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育関連施設 校舎	<u>江差中学校改築工事</u>	町	<u>江差中学校校舎は、建築後50年程度経過している部分もあり、老朽化が進んでいるため、改築工事を実施するもの。</u>

_____部分を加える。

議案第8号

町道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、江差町道路線を次のとおり認定する。

記

路線番号	路線名	区間	延長
202	円山第4団地通り	江差町字円山313番地19地先から 江差町字円山299番地63地先まで	118.2m

平成24年9月11日提出

江差町長 濱谷 一 治